

平成 2 4 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 1 号

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例  
の制定について

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

平成 2 4 年 2 月 2 4 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例  
次に掲げる条例の規定中「(知的障害児通園施設を除く。)」を削る。

- (1) 函館市重度心身障害者医療費助成条例(昭和 4 8 年函館市条例第  
1 2 号)第 3 条第 1 項第 3 号
- (2) 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和 4 8 年函館市条例第  
1 3 号)第 3 条第 1 項第 3 号
- (3) 函館市子ども医療費助成条例(昭和 4 8 年函館市条例第 4 4 号)  
第 3 条第 1 項第 2 号

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

( 提案理由 )

児童福祉法の一部改正に伴い規定を整備するため